

[設問1]

第1. 一括指定無効確認の訴え(行訴法(以下略)3条4項)

1. (1) A としては、本件の一括指定が行政「処分」(3条2項)

すなわち、公権力の主体たる国又は公共団体の行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、またはその異議を確定することが法律上認められているものに当たることから、取消訴訟の出訴期間(14条1項)の点に鑑み、一括指定無効確認の訴えを提起することが考えられる。

(2) Aは、一括指定により本件通路が2項道路に当たることになると、本件通路の中心線から2mの線までバックする義務を新たに負わされることになる。そこで、処分…の確認を求めらるるに於て法律上の利益を有する者、に当たると(36条)。

(3) 「現在の法律関係に関する訴えにおいて目的を達することができない」(補充性)とは、当事者訴訟よりも無効確認訴訟の方がより直截的で適切な争訟形態であると言える場合をさす。

無効確認訴訟の判決は、行政庁その他の関係行政庁を拘束する効力を有する(38条、33条1項)。このため、かかる拘束力を有していない当事者訴訟に比べ、一括指定無効確認の訴えの方が、より直截的で適切な争訟形態であると言える。補充性をみたす。

2. 本案上の主張について

伊藤塾

処分の無効原因は、第三者に対する信頼保護の観点から、重大かつ明白な違法性を有する必要がある。

本件において、新市長たるMは、^{確かに}一括指定を行うに際し、要件裁量と有する。建基法42条2項は、「特定行政庁の指定」という不明確な規定を置くと、かかる要件を置いた趣旨は、2項道路の指定により利益を受ける者と不利益を課せられる者の利害を適切に判断する点にあると解される。このことから、Mは、要件充足に関し、裁量的判断をなしている。

しかし、新細則は、裁量基準として合理性を欠くから、これを根拠に「指定」を行うことは、裁量権の逸脱に当たると言える。

新細則は、Mが新甲川市の市長選で当選すべく、指定基準の緩和政策により利益を受ける旧乙山町の有力者の支持を取り付けるためのみに作られたものであり、2項道路指定により不動産価格評価が下がることで不利益を課せられる多数の者の利益については何ら考慮されていがないと言えらるからである。

以上より、新細則の規定に従い、一括指定処分を行うことは、重大かつ明白な違法性を有するものと言え、無効原因と有する。

よて、一括指定処分は無効である。

第2. 本件通路についての2項道路指定不存確認の訴え(3条4項)

次に、Aとしては、本件通路について充分要件を満たしていないのに2項道路指定を受けたとして、2項道路指定不存在確認の訴えを提起することが考えられる。

1. 同訴えの訴訟要件は、第1.の項で述べた通りである。

2. 本案上の主張

~~44~~条2項が、政策的配慮のもとで置かれた例外的規定であること、及び、通路に属する者にセッバック義務という不利益を新たに課すものであることから、「建築物が立ち並んでいる」との要件は厳格に解釈されるべきである。

そこで、同条項は、「その道が幅員4m未満であるために接道要件を満たさないことになるような建築物が複数あること」と解すべきである。

本件において、かかる建築物に当たるのは、Eの建築物のみであり、A、B、C、Dの建築物はこれに当たらない。

従って、「建築物が立ち並んでいる」に当たらない。

よって、本件通路に関する2項道路指定は存在しない。

~~設問~~ 第3. セッバック義務不存在確認の訴え(4条)

Aのセッバック義務が存在しないことを確認する実質的当事者訴訟の提起も考えうる。

しかし、第2の項で述べた不存在確認訴訟をなす以上、実質的当事者訴訟は、方法選択の利益を欠く。

よって、セッバック義務不存在確認の訴えはなし得ない。

[設問2]

第1. Mの新細則制定行為

Aは、Mのかかる行為に着目し、新甲川市に対し、損害賠償請求(国賠法1条)をなす。か。

Mは、^(「公権力」行使、「公務員」たる)新甲川市長として、旧乙山町住民の財産権に適切に配慮する職務上の注意義務を負っていた。

そうであるのに、Mは、前述した通り、自らが当選して市長になるという私利私欲をみたすため、旧乙山町の有力者も不当に利する新細則を制定する「職務を行う」という注意義務違反行為すなわち「過失」により「違法」があった。

これにより、Aには土地の評価額下落分の「損害」が生じた。よって、Aの請求は認められる。

第2. 本件通路にかかるとGの回答行為

「公権力の行使」は非権力的作用を広く含むことから、

^(「公務員」たる)Gの回答行為は、非権力的であるものの、これに当たる。

Gは、新甲川市の建築指導課長として、建築法42条2項を限定解釈した上で回答をすべき職務上の注意義務を負う。

そうであるのに、Gは、旧乙川町の多くの住民の財産権を害するような広汎な解釈を行い、本件通路が2項道路に当たるとの回答を行^{ったから}注意義務違反行為すなわち「過失」及び「違法」がある。

Aは、Gの回答を前提にして、Eとの間で、土地評価が下落していることを前提にして売買契約を締結したから、下落分の「損害」が生じた。

よって、国賠法1条1項に基づくAの請求は認められる。

以上、